

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年10月19日認可した。

平成21年10月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市弦打土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）相作南地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大明神地区
高松市下笠居土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東池地区